優良建設工事の農業振興センター所長表彰実施要領

第１　（目的）

　この要領は、高知県農業振興部が発注した建設工事について、施工技術・管理等に優れ、工事成績が優秀であった施工者等を表彰することにより、技術力及び意欲の更なる向上を図るとともに、当該施工者等の社会的評価を高め、建設産業の振興に資することを目的とする。

第２　（表彰）

表彰は、前年度に完成した安芸農業振興センター、中央東農業振興センター、中央西農業振興センター、須崎農業振興センター及び幡多農業振興センターが所管した工事のうち、優れた成績を収めた施工者等を対象に、当該各農業振興センターが年１回行うものとする。

２　表彰の種類は、「所長賞」とする。

３　表彰の対象者は、企業、現場代理人、主任技術者または監理技術者とする。

第３　（表彰基準）

　表彰は、前年度の完成検査に合格した当初請負金額が500万円以上の建設工事について、工事成績評定が優秀であったものの中から、別に定める選考基準により選考して行うものとする。

第４　（表彰効力の失効）

次の各項のいずれかに該当した場合は、表彰の効力が失効するものとする。

（１）表彰実施年度の受賞日以降、当該年度末までに、受賞工事又は受賞企業（共同企業体の場合は各構成員（以下「企業（構成員）」という。）が次の各号のいずれかに該当することとなった場合。

この場合は、現場代理人、主任技術者等に対する表彰も効力を失うもの　とする。

①　受賞工事の工事成績評定が高知県建設工事成績評定要綱第１０条（評定の修正等）による修正で、８０点未満となったとき。

②　受賞企業（構成員）が次のいずれかに該当することが判明した場合。

ア　建設業法の監督処分、高知県建設工事指名停止措置要綱に基づく指名停止（１カ月以上）及び指名回避措置基準要領に基づく指名回避の処分等を受けたとき。

イ　処分等を受けたとき。

ウ　施工した工事で死亡事故等重大な事故を起こしたとき。

エ　施工した工事の工事成績評定が65点未満があったとき。

オ　別に定める選考基準の第２（２）⑤に該当することが判明した場合。

（２）過年度に表彰を受賞した企業（構成員）において、過失による粗雑工事（重大な瑕疵）、工事が原因での事故、贈賄、独占禁止法違反、競売入札妨害、談合、高知県暴力団排除条例違反及びその他表彰の効力を失うに十分な理由があるもの（以下「不正行為等」という。）が認定され、その処分（指名停止４月以上の期間）を受けた場合。

この場合の遡及期間は、次の各号のいずれか長い方とする。なお、この場合の現場代理人、主任技術者への表彰効力については、現場代理人、主任技術者等が不正行為等に関与している場合を除き、表彰の効力は残るものとする。

①　（２）の不正行為等が認定された年度から不正行為等による処分を受けた年度の前年度までの受賞工事。

②　不正行為等による処分を受けた前年度から過去３年間の受賞工事。

（３）その他表彰の効力を失うに十分な理由がある場合。

　　　この場合の現場代理人、主任技術者等の表彰効力については、事案の重要性を勘案したうえで判断を行う。

第５　（その他）

（１）農業振興センター所長表彰は、対象となる施工者に表彰受諾について事前に意思を確認し、表彰受諾の意思があるものに対して行うものとする。

（２）農業振興センターは、受賞した全ての工事についてセンターのホームページに掲載するものとする。

附則

　この要領は、平成27年2月6日から施行する。

　この要領は、平成28年6月6日から施行する。

　この要領は、平成30年10月2日から施行する。

この要領は、令和4年3月17日から施行する。